

一宮市立中島小学校 いじめ防止対策

2026年4月

1. いじめ防止についての考え

(1) いじめについての認識

いじめとは、いじめられた児童が精神的に苦痛を感じるものである。

(2) いじめに対する姿勢

- ・本校の児童をいじめに向かわせないために、教員が常日頃からさまざまな場面を観察し、ささいなことでも見逃さないように努める。
- ・対策として、学校・家庭・地域等との連携の下に進めていく。
- ・いじめの兆候や訴えがあった場合は、速やかに学年主任やいじめ対策主任、四役に相談または報告をし、対応を協議する。

(3) 児童の成長のために

一人一人の児童が、「自分は大切にされている」という実感をもてるようにする。また、お互いに認め合える人間関係をつくる。中島小の一員としての自覚がもてるような学校づくりに取り組んでいく。

2. いじめ対策の組織

校内いじめ対策委員会を設置する。未然防止に取り組むこと、ささいな兆候や児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないようにする。

(1) 校内いじめ対策委員会

校長、教頭、教務、校務、養護教諭、いじめ対策主任、学年主任、担任からなる。

(2) 学校全体

○保護者アンケートや教員の取り組みアンケートを行い、いじめ防止の検証をし、改善策を検討していく。

○教員への共通理解と意識啓発

- ・えがお（いじめ）アンケート、一日観察、個人面談等の結果分析、対策の検討を行い、効果あるいじめ対策に努める。
- ・月に1回、情報交換会を行い、学校全体で共通認識を持つ。
- ・コミュニティ・スクールを活用し、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

3. いじめ防止に関する具体的取り組み

(1) 未然防止として

- ①「えがお（いじめ）アンケート」を活用し、よりよい学級づくりに努める。
- ②よくわかる授業を展開し、充実感を味わわせる。
- ③道徳教育の充実を図り、授業参観等を通じた保護者への啓発やより良い関係づくりの取り組みに力を入れる。
- ④「ネット上のいじめ」を防ぐように、継続指導する。
- ⑤人権週間に行う児童主体の活動を充実させる。
- ⑥相談箱の設置・・・学活等で知らせる。

(2) いじめに対する措置

- ①いじめの発見、通報を受けたら、「校内いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ②教員の共通理解のもと、保護者と協力し、スクールカウンセラー、児童相談センター等の関係機関とも連携して取り組む。
- ③「ネット上のいじめ」については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して対応する。

4. その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」(一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成)を活用する。
- (2) いじめ対策の校内研修を実施する。
- (3) 夏休みや冬休み等の事前事後の指導を行い、休み中のいじめ防止に努める。

＜令和8年度 中島小 いじめ対策年間計画＞

月	一日観察日 えがお・アンケート	いじめ・不登校対策委 情報交換会	QU	個人面談
4月	4/17(金)	4/23(木)		
5月	5/13(水)	5/21(木)		
6月	6/1(月) ※(持ち帰り)	6/18(木)	6/16(火)	6/8(月)～12(金)
7月	7/7(火)	7/16(木)		個人懇談会 13(月)～15(水)
9月	9/7(月)	9/17(木)		
10月	10/8(木) ※(持ち帰り)	10/15(木)		10/14(水)～16(金) 10/22(木)～23(金)
11月	11/4(水) ※えがおアンケートなし	11/9(月)	11/18(水)	
12月	12/2(水)	12/10(木)		個人懇談会 4(金)7(月)8(火)
1月	1/8(金) ※(持ち帰り)	1/14(木)		1/22(金) 25(月)～27(水)29(金)
2月	2/1(月)	2/4(木)		
3月	3/2(火)	3/11(木)		